



鳥インフルエンザについて

常任理事 三戸和昭

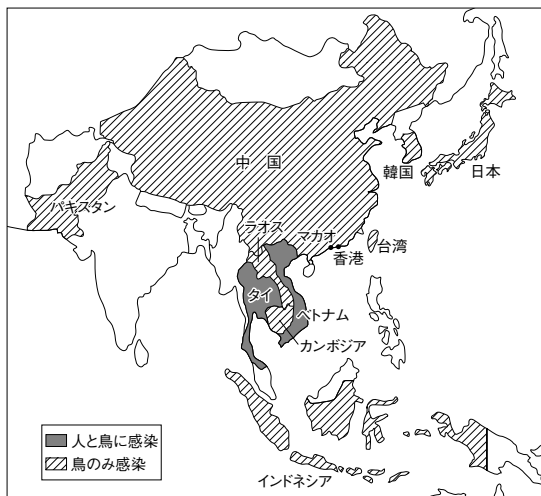
山口県で鶏が大量死し、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の発生が確認され、34,600羽の鶏を殺処分した。本邦では、1925年の千葉県における鳥インフルエンザウイルス（H7N7）の流行以来の発生である。国外でも、韓国、ベトナム、タイ、台湾、インドネシア、カンボジア、パキスタン、ラオスと中国などアジア各国で鳥インフルエンザの流行を認めている（図）。このように複数の国で大規模流行が同時発生することは歴史上前例がない。農水省は本邦での鳥インフルエンザの流行拡大を抑制するため、タイと中国産鶏肉の輸入を停止した。本邦の鶏肉輸入量の58%が2国産で占められる。牛海綿状脳症（BSE）問題でアメリカ産牛肉の輸入停止も重なり、外食産業は原材料の調達先の確保など対応を必要としている。

世界保健機関（WHO）ベトナム事務所は2月1日、ベトナムで1月23日に死亡した姉妹2人が高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1）に感染していたことを確認するとともに、ヒトからヒトへの感染だった可能性があると発表した。ベトナムでの鳥インフルエンザの死者はこれまで15人[※]となる。タイでもトリからヒトへの鳥インフルエンザの感染により7人[※]死亡している。これからも死者数は増加すると思われる。

インフルエンザウイルスは直径1万分の1ミリ（100nm）の大きさのRNAウイルスである。インフルエンザウイルスの表面はH蛋白（赤血球凝集素）とN蛋白（ノイラミニダーゼ）がウニのトゲのように突き出ている。A型インフルエンザでは、H蛋白には15の亜型が、N蛋白には9の亜型があり、組み合わせると135種類の可能性がある。トリもA型インフルエンザウイルスの感染を

受けるが、トリのウイルスはヒトがかかるインフルエンザウイルスとは異なったウイルスである。

トリのインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれ、このうちウイルスの感染により、強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」と呼ぶ。鶏やアヒル等が感染すると、首曲がり等の神経症状、呼吸器症状や下痢等の消化器症状等が現れ、死亡することもまれではない。鳥インフルエンザは感染した鶏の血液、臓器等や排泄物に接触して感染する。食品として鶏肉や鶏卵を食べることによってヒトが感染をすることはない。これまで鳥インフルエンザは香港で1997年と2003年にH5N1型、米国で1977年と2003年にH5N2型、オランダとドイツで2003年にH7N7型、韓国で2003年にベトナムで2004年にH5N1型が発生している。本来、鳥インフルエンザはヒトには感染しないとされていたが、1997年香港において鳥インフルエンザ（H5N1）の発生時に



鳥インフルエンザの流行地域

18人のヒトに感染し、6人が死亡した事実を初めて確認した。インフルエンザウイルスの抗原性は小規模に変化する「抗原連続変異」が知られている。WHOは最近のアウトブレイクで採取したトリおよびヒトの鳥インフルエンザウイルス(H5N1)は、近年過去にアジアで分離されたその他のウイルス(H5N1)株とは有意に異なると報告している。鳥インフルエンザウイルス(H5N1)がヒトに感染することにより、ヒトとウイルスが遺伝子を交換する機会を増加させる。これはヒトがヒトおよび鳥インフルエンザウイルスに同時に感染する場合に発生する可能性が高い。このような感染を繰り返すことにより、ヒトからヒトへ感染する遺伝子をもった鳥インフルエンザ(H5N1)となり、より伝染力が強く、より強毒性の新型インフルエンザウイルス亜型の出現が心配される。鳥インフルエンザウイルス(H5N1)に感染したヒトの症状は39度以上の発熱、頭痛、関節痛と筋肉痛等で、多臓器不全、急性呼吸促進症候群や肺炎等の合併症で死亡する。診断はA型インフルエンザ迅速診断キットの陽性でA型イン

フルエンザウイルス感染を確認できるが、H5N1亜型の診断はモノクローナル抗体の迅速診断キットがないため、ウイルス分離または血清抗体価の測定が必要である。治療はザナビルやリン酸オセルタミビル、ノイラミニダーゼ阻害薬が有効である。

20世紀にヒトに対する3回の新型インフルエンザウイルスの爆発的な流行を確認している。最初は1918年に始まったスペイン型(H1N1)、1957年からのアジア型(H2N2)、1968年からの香港型(H3N2)の3型である。1977年からのソ連型(H1N1)はスペイン型の再来と考えられている。現在、世界で流行しているインフルエンザウイルスは香港型とソ連型である。鳥インフルエンザウイルス(H5N1)に感染した鶏を処分する等の対策を各地域で確実に行うことと、厳重な監視体制をとることにより、新型インフルエンザウイルスの出現を抑制することが可能になると思われる。

※) 2月18日現在の死亡者数(WHO報告数)

お知らせ

電子メールを利用している 会員への情報提供について －メールアドレスの登録－

◇情報広報部◇

本会では、インターネットを利用し、電子メールにより緊急性の高い情報を、会員の皆様に送信提供しております。対象は当会のダイヤルアップ接続登録者(hokkaido.med.or.jp)全員と他プロバイダの電子メールアドレスをお持ちになっていて、本会にアドレスを登録している会員です。

他プロバイダの電子メールアドレスの登録につきましては、随時受け付けておりますので、是非ご登録いただきたくご案内いたします。

なお、今回、他プロバイダの電子メールアドレスをご登録になれる会員には、もし、でき

れば本会のメールアドレス(hokkaido.med.or.jp)を取得(無料・ダイヤルアップ接続申込み)されるようお願い申し上げます。

●電子メールアドレスの登録方法

電子メールまたはFAXで、ご氏名、登録メールアドレスを明記のうえ、下記宛お送りください。

・申込先メールアドレス：

add@office.hokkaido.med.or.jp

・申込先FAX番号：(011)252-3233

お知らせ**インターネット設備変更とサポートセンター開設のお知らせ
北海道医師会情報ネットワークシステム**

◇情報広報部◇

インターネット設備の変更について

インターネット設備増強の一環として、平成16年3月末にこれまでのネットワーク機器を一新し、接続サービスについては、当会の上位プロバイダであるIJ（株インターネットイニシアティブ）の設備を直接利用できるようにいたします。主な変更点は次のとおりです。

- ①フレッツ系サービス接続時の速度制限がなくなります。
- ②モバイル接続が便利になります。
- ③札幌アクセスポイントの他に、全国共通アクセスポイントを準備中です。
- ④全国にあるIJのダイヤルアップアクセスポイントもご利用いただけます。
- ⑤接続時に割り当てられるIPアドレスがグローバルアドレスに変わります

※プライベートアドレスでは利用いただけなかった各種サービスが利用可能になります。ただし、直接外の世界と通信できますので、セキュリティには一層の注意をお願いします。

○設備変更後に利用可能な接続サービス

- ・ダイヤルアップ（アナログ回線、ISDN回線、PHS、携帯電話）接続
- ・AirHTM
- ・@Freed
- ・フレッツISDN
- ・フレッツADSL（すべてのADSLサービス・タイプに対応）
- ・Bフレッツ（ニューファミリー／マンション／ベーシックの各タイプに対応）
- ・海外ローミング（有料：ご利用は事前にサポートセンターまでご相談ください）
- ・IP電話（有料：IJとの契約が別途必要）

○接続ユーザID／パスワードの変更について

接続時に使用するユーザID／パスワード等は新規に発行となります。2004年3月末で、現行のユーザID／パスワードはご利用いただけなくなりますので、ご注意ください。なお、メールについては、現在ご使用のアドレス・アカウントに変更はありませんので、引き続きご利用いただけます。

接続ユーザID／パスワードの変更方法・変更日程等の詳細については、準備が整い次第、別途ホームページや書面でお知らせします。

また、インターネット接続サービス利用会員専用のサポートセンターも新たに開設し、万全のサポート態勢で設備変更を行う予定です。

サポートセンターの開設について

平成16年2月2日より、本会のインターネット接続サービスを利用している会員、あるいは新たにサービスを利用したいという会員のために、専用のサポートセンターを開設します。

これまで、事業第二課で受けていたインターネットに関する様々なお問合せはサポートセンターにて承ります。インターネット設備変更に関してご質問があれば気軽にお問合せください。

例えば：

- ・設備変更に不安がある。
- ・Bフレッツに切り替えたい。
- ・設定業者を紹介してほしい。
- ・突然メールが受信できなくなった。
- ・突然ホームページが見えなくなった。

インターネット利用会員専用サポートセンター

開設日 平成16年2月2日
営業時間 平日 9：00～17：00
電話番号 011-738-3401

お知らせ**消費税法の改正について**

消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から適用されることになっております。
今回の改正では、事業者免税点制度の適用上限の引き下げ、簡易課税制度の適用上限の引き下げ、総額表示の義務付けなど多くの事業者に関係する改正が行われております。

—医療経営・福利厚生部—

【事業者免税点の引き下げ】

納税義務が免除される基準期間（注1を参照）における課税売上高の上限が1,000万円（現行3,000万円）に引き下げられます。

（注1）基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年をいい、事業年度が1年である法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。したがって、個人事業者の平成17年分の基準期間は平成15年分、事業年度が1年である法人の平成17年3月末決算分の基準期間は平成15年3月末決算分となります。

1 適用関係

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用されます。

2 ポイント

(1) 基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合には、「消費税課税事業者届出書」を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

(2) 平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間が課税事業者となる場合で、直前の課税期間において納税義務が免除されていた事業者が、平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間から簡易課税制度（注2を参照）の適用を受けようとする場合には、その課税期間中に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば、簡易課税制度の適用を受けることができます。

（注2）簡易課税制度とは、その課税期間における課税標準額に対する消費税額を基にして、仕入控除税額を計算する制度であり、具体的に

は、その課税期間における課税標準額に対する消費税額に、みなし仕入率（第五種事業（サービス業等）50%）を掛けて計算した金額が仕入控除税額とみなされます。

【簡易課税制度の適用上限の引き下げ】

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（現行2億円）に引き下げられます。

1 適用関係

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用されます。

2 ポイント

(1) その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が、簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その課税期間の開始の日の前日までに所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

【総額表示の義務付け】**1 適用関係**

この改正は、平成16年4月1日から適用されます。

2 ポイント

(1) 総額表示とは、消費税額を含む支払総額の表示を言い、「消費税額」や「税抜価格」をカッコで表示しても差し支えありません。

※くわしくは、貴院の関与税理士にご相談下さい。